



「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 及びその解説の改正案」に対する意見募集結果

2022 年 3 月 16 日

事 務 局

**「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説の改正案」
に対する意見募集で提出された御意見について**

○ 意見募集期間：2022年1月27日（木）～2022年2月25日（金）

○ 提出意見総数：21件

（1）個人 14件

（2）法人・団体 7件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

受付順	法人・団体意見提出者（敬称略）
1	株式会社 NTT ドコモ
2	ソフトバンク株式会社
3	楽天モバイル株式会社
4	一般社団法人新経済連盟
5	一般社団法人日本スマートフォン セキュリティ協会
6	株式会社ラック
7	在日米国商工会議所（ACCJ）

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン			
全般	<p>社会経済活動のあらゆる面で利用されるようになってきたスマートフォンにおいて、プライバシーの保護は喫緊の課題となっております。また、個人情報の積極的な活用に向けた個人情報保護法の施行に沿った利用者情報の適正な取り扱い確保も重要な課題となっております。こうした中、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインが改正されることは、誠に時期を得たものであります。今回の取りまとめにより、安心安全なスマートフォンの利用が一層進展いたしますので、本案に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人日本スマートフォン セキュリティ協会】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
全般	<p>今般の改正は、令和2年及び令和3年の年個人情報保護法改正に基づく個人情報保護委員会ガイドラインの見直しに対応されるとともに、近時の個人情報に対する意識の高まりなどを踏まえ、電気通信分野に特有の規律を追加されたことは、誠に時宜を得たものであり、本案に賛同致します。</p> <p>【株式会社ラック】</p>	賛同の御意見として承ります。	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
全般	<p>本ガイドラインは、電気通信事業法のみならず、個人情報保護法についても対象としているが、金融や医療分野とは異なり、個人情報保護委員会との共同ガイドラインとはなっていない。</p> <p>そのような扱いとなっているガイドライン5つのうち、4つ（電気通信事業、放送、郵便、信書便）が総務省所管の事業となっており、平成27年の個人情報保護法改正により、個人情報保護委員会設立と主務大臣制の廃止、ガイドラインの原則共通化が行われた中で、なぜそのような扱いになっているのかの正当かつ合理的な理由が不明である。</p> <p>個人情報保護法における規律との整合性を考慮するためには、本ガイドラインを個人情報保護委員会との共同ガイドラインとすることが必要不可欠である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>総務省から公表された電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正案（「本ガイドライン」）は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報保護委員会により公表されたガイドライン（以下これらを併せて参照する場合に「個人情報保護委員会が所管する規則等」という。）の文言そのままを含んでいる。本ガイドラインに含まれる個人情報保護に関する解釈権限が個人情報保護委員会と総務省との間で重複することを避けるために、個人情報保護委員会と総務省が本ガイドラインを共管すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所（ACCJ）】</p>	<p>本ガイドラインについては、この度の改正を契機に、総務省と個人情報保護委員会との間で協議等が行われた結果、総務省及び個人情報保護委員会の共管ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）として制定されることになりました。なお、2022年3月2日の第200回個人情報保護委員会において、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて」が決定され公表されています。</p>	有
全般	<p>企業が効率的に本ガイドラインを参照することができるようにするため、本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会が所管す</p>	<p>本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他</p>	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>る規則等を単に引用する場合は、本ガイドラインは、個人情報保護委員会が所管する規則等の該当する条項及び頁を示すようにすべきであって、それらをコピーして貼り付けすることは行わないようにすべきである。また、個人情報保護委員会が所管する規則等の引用部分を企業が認識できるように明示すべきである。よって、総務省が、かかる観点から本ガイドラインを見直し、修正することを求める。また、その際、本ガイドラインの読み手を混乱させまいよう、個人情報保護委員会が所管する規則等と同じ規律については、本ガイドラインで異なる表現を用いないようにしていただきたい。企業は、電気通信事業だけではなく様々な事業を展開しているため、個人情報保護委員会が所管する規則等と電気通信事業法で定められた規則の両方を確認する必要がある。このような状況下で、個人情報保護委員会が所管する規則等と本ガイドラインが重複していると、確認により時間がかかり、効果的なコンプライアンスや効率的な企業運営に支障をきたすことになる。在日米国商工会議所（ACCJ）は、日本政府に対し、企業が個人情報を適切に保護しながらも、競争が厳しい時代にあって効率的に事業を展開できるようにするための取組みを真摯に行うよう要請する。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所（ACCJ）】</p>	<p>の電気通信事業特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっています。本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」が適用されることとはなりません。</p> <p>できる限り一元的に電気通信事業者に適用される規律が示されることは、むしろ電気通信事業者にとって利便性が高いものであると考えられます。企業が個人情報を適切に保護しながら、効率的に事業を展開するための取組は重要であると考えており、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
全般	<p>本ガイドラインは、様々なデジタルサービスにおけるデータの取扱いに大きな影響を及ぼすものであり、利用者の情報が適切に保護されるとともに、データを活用したビジネスの創出・展開やイノベーションを阻害しないことを基本理念とした運用が確保されることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本ガイドラインは、電気通信役務の高度化・多様化がデジタル社会を実現し国民生活に大きな利便性をもたらしていることを前提とした上で、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、電気通信事業者における個人情報の適正な取扱いについて具体的な指針を示しているものです。いただいた御意見に</p>	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
		については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。	
第15条 第2項	<p>[意見] 「取得」ではなく、「入手」という表現を用いるべきと考える。</p> <p>[理由] 個人情報の保護に関する法律上、プロファイリングといった分析行為による個人情報の入手は「取得」には含まれないとされている。しかし、本人からすれば、プロファイリングといった分析行為による個人情報の入手をされるか、それとも「取得」されるかのいずれかにかかわらず、自身に関するどのような情報が誰に入手され、どのように利用され、その結果どういことが自身にフィードバックされるのか（とりわけどうい不利益を被るのか）を知りたいはずである。この点を本人に知らせ透明性を高めることで不安を解消し、かつ、本人が権利行使をできるようにするというのがプライバシーポリシーの存在目的である以上、「取得方法」といったように、入手方法を限定した開示を行うのは、GDPR を含めグローバルなプライバシー法制の動向に沿わないとの懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
第15条 第2項	<p>プライバシーポリシーに記載すべき事項として掲げられている事項については、法令で規定されているものでないことから、あくまで例示であることを明確化すべきである。</p> <p>（9）の「データポータビリティに係る事項」については、デジタル市場競争本部によるデジタル広告市場に関する最終報告における提案に応じて規定されたものと理解しているが、現時点におい</p>	<p>・新ガイドライン第15条第2項は、プライバシーポリシーにおいて定めることが適切である事項を規定するものであり、これを規定していなかったとしても、直ちに個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）又は電気通信事業法違反と判断されることはありません。新ガイドラインの解説1-1においてもこれを示してい</p>	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ては、個人情報取扱事業者においてすらどのような取組みの実施がされるべきものかの議論が定まっていない状況で、公表項目の拡大の必要性を十分提示せずに、また、デジタル広告事業のみならずすべての電気通信事業者に対して自動的に適用すべきものではないと考える。</p> <p>(10)の「委託に係る事項」についても、解説では「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにするなど、委託処理の透明化を進めること」とあるが、そもそも委託は、個人情報保護法上は、個人データの第三者提供の同意取得の例外として認められており、必ずしも情報がプライバシーポリシーを通じて本人に提供されることが前提とされていないこととの整合性が取れないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所 (ACGJ)】</p>	<p>るところであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(9)について、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告 (2021年4月27日 デジタル市場競争会議)」において、「データポータビリティの可否・方法についての開示」について、総務省において検討される「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の見直しにおいて、盛り込むように求められたことを踏まえ、これに対応したのですが、「データポータビリティに係る事項」については「プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ (令和3年9月)」(以下「中間とりまとめ」という。)なども踏まえ、デジタル広告事業のみならず全ての電気通信事業者において記載することが望ましい事項としているものです。 ・(10)について、「委託に関する事項」とは、個人データの取扱いの委託(個人情報保護法第27条第5項第1号)に関する事項を指します。電気通信事業者においては、委託処理の透明化を進めることが望ましいと考えられることから、新ガイドライン第15条第2項第10号では、プライバシーポリシーにおいて定めることが適切である事項として「委託に関する事項」を規定しています。 	
第15条 第2項	<p>[意見]</p> <p>ガイドライン第15条2項第10号「委託」は、電気通信事業の委託を指すのではなく、「個人データの取扱いの全部又は一部」の「委託」(現行の個人情報の保護に関する法律第22条)を指すという理</p>	<p>御理解のとおりです。「委託に関する事項」とは、個人データの取扱いの委託(個人情報保護法第27条第5項第1号)に関する事項を指します。</p>	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>解でよいか。</p> <p>[意見提出目的] 明確化のため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
第 17 条	<p>ある個人情報取扱事業者が令和 4 年 4 月 1 日施行の個人情報保護法上の報告対象事態を生ぜしめ、個人に通知する義務を負った場合について質問したい。</p> <p>仮に、当該個人情報取扱事業者が保有する本人の連絡先が古く、電気通信事業者に連絡した場合、当該本人の最新の連絡先（たとえば、メールアドレスや電話番号）を電気通信事業者が当該個人情報取扱事業者に提供することは、本ガイドライン第 17 条（第三者提供）に反しないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電気通信事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません（個人情報保護法第 27 条第 1 項、新ガイドライン第 17 条第 1 項）。これは、当該第三者が本人の最新の連絡先を保有していない場合であっても同様です。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 26 条第 2 項、新ガイドライン第 16 条第 6 項に基づき、本人に通知する義務を負いますが、本人への通知が困難な場合（連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合等）には、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（事案の公表等）を講ずることによる対応が認められます。</p>	無
第 21 条 第 1 項	<p>本記載は、提供先である第三者が本人から取得する必要のある同意の内容として、提供元の属性が『電気通信事業者』である旨を含むことを意図したものではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>すなわち、個人情報保護法上、個人関連情報を個人データとして取得することとなる場合に予め本人から同意を取得する際には、提供先の明示は必要である一方で提供元の明示は求められていないことから、本記載の趣旨も相違は無い旨を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	御理解のとおりです。	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
第22条 第15条	<p>第22条に基づく公表事項と第15条に基づくプライバシーポリシーとを2つの異なる文書（電磁的記録を含む。以下同じ）にして、本人に対して知り得る状態に置く必要はなく、併せて1つの文書にて本人に対して知り得る状態に置くのでも本ガイドラインに違反しないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御理解のとおりです。	無
第45条 第2項	<p>[意見] 以下のように修正すべきと考える。 「・・・前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、随時モニタリングを行い現状を把握することとする。」</p> <p>[理由] 「見直しに必要」なのであれば、「定期的に」ではなく、見直しに必要な都度随時モニタリングを行うことが、通信の秘密及び個人情報保護により資すると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	本ガイドラインの遵守状況や電気通信事業者による情報の取扱いについて、定期的なモニタリングを通じて現状を把握していくことが重要であると考えられます。なお、見直しに必要な都度随時モニタリングを行う必要があるのはいかという御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。	無
第45条 第2項	<p>本ガイドライン及び解説の改正案には、総務省が電気通信事業者による情報の取扱いをモニタリングする旨、及び、かかるモニタリングは、プライバシーポリシーが第15条に従って作成されているか等の点に関して行われる必要がある旨が追加されている。但し、モニタリングの対象は、「必要に応じて」定めることとされている。</p> <p>しかしながら、本ガイドラインは、個人情報及び通信の秘密のみに関係するものであり、現状、他の種類の情報に関する規定は含まれていない。それにもかかわらず、総務省が電気通信事業者によるかかる他の種類の情報の取扱いをモニタリングしようとするので</p>	モニタリングは、中間とりまとめなども踏まえ、本ガイドラインの遵守状況や電気通信事業者による情報の取扱いについて現状を把握することを通じて、本ガイドライン及びその解説の見直し等に係る検討に資することを目的としたものとなります。実効性や透明性の観点から、モニタリングの結果については公表を行うことを考えております。なお、モニタリング手続そのものに法的拘束力があるわけではありません。	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>あれば、電気通信事業者がその内容を確実に予見できるように、他の種類の情報の取扱いのモニタリングの基準に関する規定を、十分な事前の猶予を以て、定める必要がある。</p> <p>改正案は、モニタリングの進め方（例えば、具体的な評価基準は何か、誰が監視を担当するのか等）については定めていないため、行政上の手続としての透明性及び公正性に欠ける可能性がある。総務省が共同規制の枠組みを追求するのであれば、規制当局や利用者のみならず、電気通信事業者の意見も聞いた上で、モニタリングを行うべきであり、様々な利害関係者がモニタリング手続に関与する必要がある。</p> <p>上記に加え、本ガイドライン及びその解説自体は、電気通信事業者に対して法的拘束力を有するものではない。また、例えば、本ガイドライン中、（プライバシーポリシーに関する規定である）第15条は法的要件ではなく、電気通信事業者の適切な行為として推奨される事項をプライバシーポリシーに記載するよう求めるにとどまっている。したがって、総務省においては、かかるモニタリング手続が電気通信事業者に対して法的拘束力を有するかのようにならないように担保する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所（ACCJ）】</p>		
その他	<p>総務省の各総合基盤局が、電気通信分野における個人情報保護法についての事務についての問い合わせについて、毎度「個人情報保護委員会が扱うようになっていきますので」という言い訳で、その事務を行うまいとしてくる状況が個人情報保護委員会が出来て以降続いているのであるが、本ガイドラインの整備が依然としてある事からも分かるように、依然として総務省が担当している部分が確か</p>	<p>本ガイドラインは、第1条に規定するとおり、「通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適切な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とする」ものとなります。総務省及び総合通信局等が担当する事務自体について規定すること</p>	無

該当箇所 ※新GL に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>に存在するのであるから、総務省は、その地方支分部局である各総合通信局が、事務について不適切に拒否を行う様な事務遂行拒否を発生させないよう、総務省及び各総合通信局が担当する事務部分について、ガイドライン中に明示するようにしていただきたい。</p> <p>毎回、説明のために余分のやりとりを行わなくてはならないのは苦痛であり不効率であるが、当然にその様な事務・職務の行い方は国家公務員として不適切であるので、その対策として、ガイドラインにおける総務省及び各総合通信局が担当する事務についての記述を行うようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>を目的とするものではないことから、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説			
<p>全般</p>	<p>個人情報保護委員会における、令和2年個人情報保護法の改正を含め、お客さまの視点で、通信の秘密や個人情報、プライバシー上の適正な取扱いを要する個人情報や利用者情報など、これらの情報の保護推進を目的とした今般の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下、本ガイドライン）の改訂趣旨について、賛同いたします。</p> <p>お客さまの情報の保護について、実効性を確保するためには、まず対象となる事業者が、その趣旨に加え、規範を明確に理解することが前提となります。</p> <p>本ガイドラインは、電気通信事業法における登録、届出を要する事業者のみではなく、外国事業者を含め「電気通通信事業を営む者」全般を対象にしており、そのため、電気通信事業を営む者に対し、明解でわかりやすいルールにさせていただくことを希望します。</p> <p>具体的には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）*に記載があるように変更のない部分の網羅的な記載を避け、自主ルールのみをわかりやすく明記いただくことを希望するとともに、加えて、PDFのみではなく、HTML等、参照しやすい形式での公開を希望します。</p> <p>* 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編） https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/preliminary_guidelines_ninteidantai/#a6</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>新ガイドライン及びその解説の形式についていただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>「6. 個人情報保護指針 ※個人情報保護指針策定上の留意点 (※) 個人情報保護指針の策定上の留意点として、自主ルール部分がない場合に、通則ガイドライン等を単にそのまま網羅的に記載することや、自主ルール部分が僅少である場合に、通則ガイドライン等の網羅的な記載に加え、その該当箇所が明確ではない記載振りとするは、次の理由により、適当ではない。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
1-2 適用対象	<p>[意見] 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインが適用対象となる事業範囲について確認したい。 電気通信事業者が(1)「電気通信事業」(電気通信事業法第2条第4号)と(2)それ以外の事業を行っている場合、当該ガイドラインが適用されるのは(1)のみとの理解でよいか。</p> <p>[理由] 当該ガイドラインは、個人情報保護委員会が告示しているガイドラインに比べて義務が加重されており、今回の改正でさらに加重の度合いが高まる。そのため、本ガイドラインの適用範囲について、明確化を求める次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御理解のとおりです。	無
1-3 適用関係	「(略)電気通信事業GLは電気通信事業を営む事業者が利用者情報に係る通信の秘密や個人情報・プライバシー上の適正な取扱いを	本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>行う観点から一元的に参照することができる文書としてとりまとめていくことが望ましい。」（「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正案の概要」P2）とする本改正案の基本的な考え方に賛同いたします。</p> <p>一方、現行の解説では「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの規定に準拠しつつ、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示したものとなっている。よって、電気通信事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば電気通信事業に関しては法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの規定を遵守したこととなる。」と明記されておりますが、本改正案では「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの規定に準拠しつつ、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっている。本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインが適用される。」とされております。</p> <p>この記述は上述の本改正案の基本的な考え方に反するものであり、当該箇所については現行の解説が維持されるものとすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>の電気通信事業特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものです。できる限り一元的に電気通信事業者に適用される規律が示されることは、御指摘いただいているように電気通信事業者にとって利便性が高いものであると考えられます。</p> <p>一方、従前より、本ガイドラインに特に定めのない部分については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」が適用されることとなっており、御指摘の箇所は、その旨を明確化したものです。このため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>	
2-17 「本人の 同意」	<p>[意見対象]</p> <p>「秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意（※3）がなければ、有効な同意を取得したとはいえない。そのため、契約約款等による包括的な同意のみでは原則として有効な同意を取得したものとはいえない。もっとも、例外的に、契</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

<p>該当箇所 ※新GL 解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
	<p>約約款等による包括的な同意のみしかない場合であっても、有効な同意を取得したと認められることがある（※4）。」</p> <p>[意見]</p> <p>※3により個別具体的かつ明確な同意の取り方について、本ガイドラインとの関係が明確化され、弊社が申し上げた意見が反映されたことを歓迎します。</p> <p>また、※4により通信当事者からの同意取得に関して、他の参照文書が明記されたことを歓迎します。今後、出典を添えてガイドライン内に具体的な記載を明記いただき、さらにわかりやすくなることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>2-17 「本人の 同意」</p>	<p>改正案では、「通信の秘密 [. . .] に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意（※3）がなければ、有効な同意を取得したとはいえない。そのため、契約約款等による包括的な同意のみでは原則として有効な同意を取得したものとはいえない。もっとも、例外的に、契約約款等による包括的な同意のみしかない場合であっても、有効な同意を取得したと認められることがある（※4）。」とされている。</p> <p>（※4）で掲げられている2つの条件を満たす際には留保なく有効な同意と認められるべきと考えるが、「同意取得の在り方に関する参照文書」に記載されたとおり、プライバシーに対するリスクの程度に応じて、包括的な同意が有効かどうか判断されるべきであ</p>	<p>御指摘を踏まえ、（※4）の前段を「①契約約款等による同意になじまないとはいえない場合であって、かつ、②利用者が事後的に随時、容易に同意内容を変更できる等、利用者に将来不測の不利益が生じるおそれがない場合においては、例外的に契約約款等による包括的な同意であっても、有効な同意と認められることがある。<u>有効な同意の取得の在り方については、「同意取得の在り方に関する参照文書」</u>（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_s_yohi/privacy.html）も参照のこと。」として同意取得の在り方に関する参照文書を参照できるような形とさせていただきます。</p>	<p>有</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>って、(※4)に当てはまる場合にのみ包括的な同意が有効な同意と認められるわけではない。したがって、これ以外にも「有効な同意と認められる」事例の余地があることを明確にすべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所 (ACGJ)】</p>		
<p>3-1-7 利用目的 による制限 における通信 の秘密に係る 個人情報の例外</p>	<p>[意見対象] 「通信の秘密に該当する事項については、通信当事者の同意がある場合(※1)、裁判官の発付した令状に従う場合、正当業務行為に該当する場合(※2)又は正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合(※3)等、違法性阻却事由がある場合を除き、取得、保存、利用及び第三者提供が許されていない(電気通信事業法第4条関係)。」</p> <p>[意見] ※2、※3により、通信の秘密の利用について、明記されたことを歓迎します。 今後、出典を添えて本ガイドライン内に具体的な記載を明記いただき、さらにわかりやすくなることを希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>3-2 不適正利用 の禁止</p>	<p>[意見対象] 「(※2)「おそれ」の有無は、電気通信事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における電気通信事業者の認識及び予見可能性も踏</p>	<p>御理解のとおりです。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>まえる必要がある。例えば、電気通信事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該電気通信事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、『おそれ』は認められないと解される。」</p> <p>[意見]</p> <p>「個人情報の利用時点における電気通信事業者の認識及び予見可能性」または「一般的な注意力」に関して、本記載により電気通信者に対して、一般の個人情報取扱事業者の義務に加えて個人情報の取扱いに係る新たな注意義務を課すものではない、若しくは確認基準等の水準が指定されるものではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>仮に、一般の個人情報取扱事業者の義務に加えて新たな注意義務や一定の確認基準等を求めるという趣旨であれば具体例を明記していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
3-4-6 委託先の 監督	<p>[意見対象]</p> <p>「また、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1文について、御理解のとおりです。 ・ 第2文について、外国（A国）にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合において、委託先が当該個人データを別の外国（B国）に所在するサーバに保存する場合には、委託元は、委託先が所在する外国（A国）及び個人デ 	無

<p>該当箇所 ※新GL 解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
	<p>要がある。」</p> <p>[意見]</p> <p>本記載は電気通信事業者に対して新たな義務を課すものではない、個人情報保護法第23条、第25条及び第28条に規定される委託先の監督及び安全管理措置の実践にかかる責任の範囲を超えるものではないという理解でよろしいでしょうか。また、本記載は外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合に関するものであることから、「委託先が所在する外国」とは、委託先が個人データを取り扱うサーバの所在国ではなく、委託先である事業者が所在する外国（委託先である事業者の本社が所在する外国）を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>一タが保存されるサーバが所在する外国（B国）の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要があります。</p>	
<p>3-4-7 個人情報 保護管理 者</p>	<p>[意見対象]</p> <p>「電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人データ等の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。」</p> <p>[意見]</p> <p>今後予定されている電気通信事業法改正後、来年度の本ガイドラインの改訂において、「個人情報保護管理者」は「利用者情報統括責任者」に変更されるとの理解でよいかご教示ください。</p>	<p>新ガイドライン及びその解説は、あくまでも令和2年及び3年個人情報保護法改正を踏まえたものとなります。2022年3月4日に閣議決定された電気通信事業法の一部を改正する法律案が成立した場合の規定内容については、別途検討するものとなります。</p> <p>なお、従前より、本ガイドラインは、電気通信事業を営む者も含めて対象としており、その適用事業者の範囲を変更する予定はございません。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>その場合、本ガイドラインは、電気通信事業を営む者も含めて対象としていますが、その適用事業者の範囲に変更があるかご教示ください。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
3-5 プライバ シーポリ シー	<p>[意見対象] 「個人データ等を取得する電気通信事業者は、自らが取得する個人データ等について十分把握することが望ましい。」</p> <p>[意見] 本記載は「取得する個人データの『種類』を十分把握することが望ましい」という理解でよろしいでしょうか。もし違うのであれば、個人データ等について十分把握することが望ましい具体的な事項を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>御指摘の記載は、必ずしも個人データ等の「種類」のみを把握するものではなく、当該個人データ等の種類や利用目的、第三者提供の有無等、利用者が電気通信事業者による個人データ等の取扱いを理解できるよう、利用者にとって分かりやすく示すために、自らが取得する個人データ等の実態について、十分に把握することが望ましい旨記載しているものとなります。</p>	無
3-5-1 プライバ シーポリ シーの策 定・公表	<p>[意見] 次の場合における「委託に係る事項」の仕方について下記の＜理解＞の通りであっているかご教示いただきたい。 「A社のウェブサイトにてB社のタグを設置した。B社が当該タグを通じてA社ウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している。しかし、A社はB社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていない。他方、B社は、開覧履歴を個人情報として取得している。なお、A社は電気通信事業者とする。」</p> <p>[理解]</p>	<p>「委託に関する事項」とは、個人データの取扱いの委託（個人情報保護法第27条第5項第1号）に関する事項を指します。</p> <p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、A社が自社のウェブサイトにてB社のタグを設置し、B社が当該タグを通じてA社ウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している場合において、A社はB社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていないのであれば、A社はB社に開覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が直接にユーザーから開覧履歴を取得したこととなると考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・ A社は、B社に閲覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が直接にユーザーから閲覧履歴を取得したこととなる。そのため、当該タグ設置行為及びB社による閲覧履歴の取得に関して、A社が電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン第15条第2項第10号「委託に係る事項」に記載すべき事項は無い。 ・ B社は、B社が電気通信事業者であろうがなかろうが、同ガイドラインの適用は無く、「委託に関する事項」を記載は不要である。 <p>[理由]</p> <p>個人情報保護法と電気通信事業者法の双方が適用される事業者においてプライバシーポリシーの記載方法に疑義があったため、明確を求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>上記の場合において、A社がB社に個人データの取扱いを委託（個人情報保護法第27条第5項第1号）している場合、すなわち、B社が、A社の指示に従って、A社に代わって（A社との関係で個人データに該当する）当該閲覧履歴を取得してこれをA社に提供している場合等には、A社は、プライバシーポリシーにおいて、「委託に関する事項」として、委託する事務の内容等を定めてこれを示すことが適切であると考えられます。</p> <p>他方、A社がB社に個人データの取扱いを委託していない場合には、「委託に関する事項」としてこれを定めることを要しないと考えられます。</p> <p>本ガイドラインの適用対象については、解説の1-2「適用対象」において示しているとおりです。</p>	
3-5-1 プライバ シーポリ シーの策 定・公表	<p>[意見対象]</p> <p>【プライバシーポリシーに示すことが適切である項目】</p> <p>「(※) (ア)電気通信事業者が(任意の取組として)利用者の求めに応じて自主的に個人データ等の取得・利用を停止しているか(利用者はこれを求めることができるか)、(イ)利用者において個人データ等の取得・利用の停止を求めることができる場合には、利用者がこれを求める方法、及び、利用者がこれを求めた場合にも電気通信サービスが利用可能か等」</p>	<p>本記載は、「利用者の選択の機会の内容」と同様、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告(2021年4月27日 デジタル市場競争会議)」において対応を求められたものです。「利用者の選択の機会の内容」とは異なり、「データポータビリティに係る事項」については、注記をしなくとも指し示す内容は明確であると考えられることから、その必要はないと考えます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>[意見]</p> <p>本記載において「利用者の選択の機会の内容」に関する記載は注記されている一方で、「データポータビリティに係る事項」については注記がありませんので、同様にどのような記載を想定しているのか明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>3-5-1 プライバ シーポリ シーの策 定・公表</p>	<p>[意見対象]</p> <p>【利用者に分かりやすい示し方】</p> <p>「電気通信事業者は、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用者の性質・状況、当該電気通信事業者の業種・事業規模等の諸般の事情を踏まえた上で、第 15 条第 1 項に基づき、個人データ等の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定・公表することが望ましく、また、利用者が電気通信事業者における個人データ等の取扱いを理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるよう、プライバシーポリシーを分かりやすく示す（※1）（※2）ことが望ましい。」</p> <p>[意見]</p> <p>本記載は、電気通信事業者がプライバシーポリシーを策定・公表する際には、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人データの取り扱いについて、同一の事業者が営む他の事業に係る個人データの取り扱いと区別した形で策定・公表することを意図したのではないという理解でよろしいでしょうか。同一の事業者が複数の事業を営み、当該事業者の顧客が、当該事業者が営む複数の</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、電気通信事業者においては、当該電気通信事業者の営む各事業の具体的な内容やデータの取扱い状況等に鑑みて、利用者にとってできる限りわかりやすい形で個人データ等の取扱いについて示すことが望ましいと考えます。例えば、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ（平成 24 年 8 月）において、利用者が安心安全にアプリを利用できる環境を確保するため、アプリが利用者情報を外部送信又は蓄積を伴う形で取得している場合には、アプリ提供者に対し、アプリごとに当該情報の取扱指針を示したプライバシーポリシーの作成を推奨しており、本解説においても、3-5-2 「アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー」を定めています。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>事業に係るサービスを利用しているというケースは一般的であり、そのような場合においては当該顧客に係る個人データは複数の事業に跨って取り扱われることになるため、事業による区別なく統一的なプライバシーポリシーを策定・公表することが当該顧客にとっても分かりやすい示し方であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
3-5-1 プライバ シーポリ シーの策 定・公表	<p>プライバシーポリシーに記載すべき事項として掲げられている事項については、法令で規定されているものでないことから、あくまで例示であることを明確化すべきである。</p> <p>(9)の「データポータビリティに係る事項」については、デジタル市場競争本部によるデジタル広告市場に関する最終報告における提案に応じて規定されたものと理解しているが、現時点においては、個人情報取扱事業者においてすらどのような取組みの実施がされるべきものかの議論が定まっていない状況で、公表項目の拡大の必要性を十分提示せずに、また、デジタル広告事業のみならずすべての電気通信事業者に対して自動的に適用すべきものではないと考える。</p> <p>(10)の「委託に係る事項」についても、解説では「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにするなど、委託処理の透明化を進めること」とあるが、そもそも委託は、個人情報保護法上は、個人データの第三者提供の同意取得の例外として認められており、必ずしも情報がプライバシーポリシーを通じて本人に提供されることが前提とされていないこととの整合性が取れないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所 (ACGJ)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新ガイドライン第 15 条第 2 項は、プライバシーポリシーにおいて定めることが適切である事項を規定するものであり、これを規定していなかったとしても、直ちに個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）又は電気通信事業法違反と判断されることはありません。新ガイドラインの解説 1-1 においてもこれを示しているところであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 ・(9)について御指摘いただいた点については、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告 (2021 年 4 月 27 日 デジタル市場競争会議)」において、「データポータビリティの可否・方法についての開示」について、総務省において検討される「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の見直しにおいて、盛り込むように求められたことを踏まえ、これに対応したのですが、「データポータビリティに係る事項」については、中間とりまとめなども踏まえデジタル広告事業のみならず全ての電気通信事業者において記載することが望ましい事項としているも 	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
		<p>のです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(10)については、「委託に関する事項」とは、個人データの取扱いの委託（個人情報保護法第27条第5項第3号）に関する事項を指します。電気通信事業者においては、委託処理の透明化を進めることが望ましいと考えられることから、新ガイドライン第2項第10号では、プライバシーポリシーにおいて定めることが適切である事項として「委託に関する事項」を規定しています。 	
<p>3-6-1-2 「滅失」 の考え方</p>	<p>[意見対象] 【個人データの滅失に該当する事例】 事例2</p> <p>[意見] 以下の場合、個人データの「滅失」に該当しないとの理解でよい か。</p> <p>1) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失 したものの、社外に漏えいしていない蓋然性が高い場合（ただし、 当該個人データは、社内の人間であればだれでもアクセスできる ことができた情報であったものとする。）</p> <p>2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を「部内」で 紛失したものの、「部外」に漏えいしていない蓋然性が高い場合 （ただし、当該個人データは、部内の人間であればだれでもアク セスできることができた情報であったものとする。）</p> <p>[理由]</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、個人デー タが記載又は記録された書類・媒体等を紛失したものの、紛 失場所が社内か社外か特定できない場合には、個人データの 「漏えい」が発生し、又は発生したおそれがある事態に該当 すると考えられます。</p> <p>他方、社内で紛失したままである場合には、個人データの 「滅失」が発生し、又は発生したおそれがある事態に該当す ると考えられます。</p> <p>なお、新ガイドライン第16条第1項に基づき漏えい等報 告が必要となるのは、新ガイドライン第16条第1項各号に 該当する事態が生じた場合となります。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>たとえば、社内の組織図（所属部署、役職、氏名、メールアドレスの一覧）をイントラサイトに掲載している企業は少なくない。そして、そのイントラサイトには誰でもアクセスできるようにしてあることも多い。</p> <p>仮に、その組織図を印刷したものの社内で所在が不明な場合（例：シュレッダーにかけて処分済みか、複数のキャビネットのいずれかに挟まっているのかが不明な場合）、「滅失」にならないことを確認したい。</p> <p>上記の1)や2)のような場合すら漏えい等報告の対象になるとすると、業務負荷が重くなる懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>3-6-3 個人情報 保護委員 会又は委 任を受け た総務大 臣等への 報告</p>	<p>個人情報漏えい等の事案が発覚した場合に講ずべき措置が明記されたことは、その重要性に鑑み必要であると考えております。</p> <p>一方、漏洩時の報告先として個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告が必要と明記されておりますが、以下の点が不明瞭ですので補足説明が必要であると考えます。</p> <p>(1) 両組織の分担 (2) 報告義務の範囲、及び内容</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御質問について、次のとおりです。</p> <p>(1) 両組織の分担</p> <p>個人情報保護法第147条の規定により、総務大臣等は、電気通信業において、個人情報保護法第26条第1項の規定による権限（報告を受理する権限）の委任を受けることとなります。このため、電気通信事業者について、個人情報保護法第26条第1項（新ガイドライン第16条第1項）に基づく漏えい等報告の報告先は、電気通信事業者の本社所在地を管轄する総務省総合通信局等となります。個人情報保護委員会のホームページ (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kengeninin_list_detail_R4.pdf)において、漏えい等報告の報告先（権限</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
		<p>委任関係)が公表されています。</p> <p>(2)報告義務の範囲、及び内容</p> <p>報告義務の範囲については、新ガイドライン第16条第1項に規定するとおりで、報告義務の内容については、新ガイドライン第16条第2項に規定するとおりです。詳細は、新ガイドラインの解説に記載する事例を参考にしてください。</p>	
3-6-3-3 速報	<p>[意見対象]</p> <p>「電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会（法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等）に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。」</p> <p>[意見]</p> <p>法第147条3項では、「事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。」とされています。</p> <p>報告先は認定個人情報保護団体ではなく、総務省となるか、またその場合の部局等について、ご教示ください。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>個人情報保護法第147条の規定により、総務大臣等は、電気通信業において、個人情報保護法第26条第1項の規定による権限（報告を受理する権限）の委任を受けることとなります。このため、電気通信事業者について、個人情報保護法第26条第1項（新ガイドライン第16条第1項）に基づく漏えい等報告の報告先は、電気通信事業者の本社所在地を管轄する総務省総合通信局等となります。個人情報保護委員会のホームページ</p> <p>（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kengeninin_list_detail_R4.pdf）において、漏えい等報告の報告先（権限委任関係）が公表されています。</p>	無
3-7-5-2	[意見対象]	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上で	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等	<p>「インターネットのホームページへの掲載等により公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。」</p> <p>[意見] 「インターネットのホームページへの掲載等により公表するとともに、定期的に、少なくとも四半期に一回の頻度で更新することが望ましい」に変更すべきと考える。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、本来的に、個人情報取扱事業者は、提供先の第三者の所在する国についての情報は最新の情報を公表して本人に対する透明性を高め、本人が権利行使をする前提条件を整備すべきである。 逆に、直ちに更新しない場合、古い情報を公表したままになっており、不十分又は不正確な情報を本人に提供し続けることになり、本人保護に欠ける。極端な話を出すことが許容されるならば、「定期的に更新」という表現では、電気通信事業者が、1年に1回更新すると社内で決めてしまえば、1年前の情報を本人に対して公表したままでも問題ないことになってしまい、本人保護に欠ける。 そして、電気通信事業者の管理部門（法務部、コンプライアンス部等）が一般の事業会社に比べて充実していることを踏まえると、電気通信事業者であれば特段の負担なく対応しうると考えられ、電気通信事業者における個人情報取扱事業者以外とは異なる 	の参考とさせていただきます。	

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>取扱いを電気通信事業者における個人情報取扱事業者に求めたとしても、過度な負担を課すことにはならないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのため、電気通信事業者が有する個人情報及び通信の秘密に関する情報が本人もたらす影響の大きさに伴う情報提供の必要性に基づき、電気通信事業者における個人情報取扱事業者以外とは異なる取扱いを電気通信事業者における個人情報取扱事業者 に本ガイドラインに求めるべきと思料する。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>3-8-1-2 「想定される」について</p>	<p>[意見対象] 【通常想定できる場合】 事例2</p> <p>[意見] 本記載は、電気通信事業者に限定して「通常想定できる」場合に該当するというものではないと考えられますので、当該趣旨を明確にするためにも、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）への追記等、双方の整合性を図っていただくことを要望します。</p> <p>すなわち、『高精度又は連続した位置情報』を取り扱う可能性があるのは電気通信事業者に限られるものではなく、端末機器に搭載されているOSソフトのベンダーや端末機器にインストールされているアプリケーションソフトのベンダー等も同等以上の『高精度又は連続した位置情報』を取り扱う可能性があることから、本記載は電気通信事業者に限った事例では無いと考えます。</p>	<p>御指摘の事例2は電気通信事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものとなります。なお、電気通信事業者以外の個人関連情報取扱事業者においても、事例2の場合には、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことが通常想定される場合、に該当すると考えられます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	【株式会社 NTT ドコモ】		
3-9-2 保有個人 データの 開示	<p>[意見対象] 【電磁的記録の提供による方法の事例】 事例 4</p> <p>[意見] 本記載は、電気通信事業者に限定して望ましい開示請求に係る受付方法等に該当するというものではないと考えられますので、当該趣旨を明確にするためにも、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）への追記等、双方の整合性を図っていただくことを要望します。</p> <p>すなわち、オンラインにより開示請求を受け付け、電磁的記録を提供するといった方法は、電気通信事業者しか採り得ない方法という訳では無く、インターネット接続環境を有する事業者であれば同様に採り得る方法であることから、本記載は電気通信事業者に限って「望ましい」とされる内容では無いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>御指摘の事例 4 は電気通信事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものとなります。なお、電気通信事業者以外の個人情報取扱事業者においても、事例 4 の場合には、電磁的記録の提供による方法に該当すると考えられます。</p>	無
3-9-2 保有個人 データの 開示	<p>電磁的記録の提供による方法についてであるが、これは開示請求者が希望した手段によるべきであるはずである。</p> <p>電気通信事業者が提示した可能な手段の中から開示請求者が方式について選ぶようにする形とするよう、記述を修正されたい。</p> <p>（総務省は電気通信他通信の不正に積極的に加担を行っているようであるが、この改正案はその不正を加速させるものであると察される。電気通信業界で大規模に行われている不正を覆い隠すため</p>	<p>電気通信事業者は、保有個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、本人が請求した方法（ただし当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、保有個人データを開示する必要があります（新ガイドライン第 23 条第 1 項・第 2 項）。</p> <p>すなわち、電気通信事業者は、原則として、本人が請求した方法により保有個人データを開示する必要があるのでは</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>に、その様な規則とする事は許されないものであるので、ちゃんと、本人・開示請求者の権利が適切に満たされるようにされたい。電気通信を間に挟んでの情報取得は時として事業者や通信の中間者によって改竄等される可能性があるものであるが(総務省も身に覚えがあるはずの事であろう。)、物理的媒体として存在する CD-R や書面等での開示を本人・開示請求者が選択出来るようにするのが適切である(ほぼ 100%確実に断言出来るレベルで適切である。不正についての検証等を行う事が出来るようにする事も個人情報保護法が保証する法益に含まれるものであるはずであるが、そのためには CD-R や書面等での開示が手段として選択可能であるべきである(もちろん手数料について無料とすべきとは思われないが。))。</p> <p>電磁的記録についても、手段として、CD-R 等の光学的ディスクによるものや(署名された)電子メールによるもの、ファイルをまとめて ZIP ファイル等にしてアップロードするものなどがあるが、それらの方式については、開示請求者が選べるようにすべきである。</p> <p>なお、加えて述べておくと、ここで(電気通信サービスにおいて行えるログのダウンロードではなく行われる)個人情報保護法に基づく開示の事務にあたっては、必ず、事業者による(開示請求を受けての)能動的な情報の開示がなされるようにする事について、記述を行われたい。</p> <p>そうでないと、事業者が中間者や他通信事業者に責任を転嫁しての問題回避を行う可能性があるようになるのであるが、それは個人情報保護法の趣旨が適切に満たされないようになるものであるの</p>	<p>り、本人が、書面の交付による方法による開示を選択した場合には、電磁的記録の提供による方法ではなく、書面の交付による方法により保有個人データを開示する必要があります。</p>	

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>で、個人情報保護法における開示の事務は、事業者による（開示請求を受けての）能動的な情報の開示である、という事の明示を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
5-4-1 位置情報 の取得	<p>[意見対象] 「これら位置情報については、個人データ等に該当するものは、その適切な取扱いを確保する観点から、個人情報保護管理者を置くとともに、プライバシーポリシーを定め、公表することが適切である。」</p> <p>[意見] 本記載は、電気通信事業者に限定して位置情報の取り扱いに係る義務を新たに課すことを意図したものではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>すなわち、本記載は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）において、位置情報が個人情報に該当する旨が明記されることとなったことに伴い、本ガイドライン第15条との関係について確認的に追加されたものであり、一般の個人情報に関するプライバシーポリシーの公表などの他に、位置情報に特化したプライバシーポリシーの公表などを求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>御指摘の記載は、位置情報のうち個人データ等に該当するものを取り扱うにあたっては、その適切な取扱いを確保する観点から、新ガイドライン第14条に規定する個人情報保護管理者を置くとともに、新ガイドライン第15条第1項に規定するプライバシーポリシーを定め、公表することが適切である旨を記載するものです。</p> <p>これは、位置情報について、他の個人データ等と同様に、新ガイドライン第14条及び第15条第1項に従って取り扱うことが適切であるとするものであり、位置情報に特化した個人情報保護管理者を置くことや、位置情報に特化したプライバシーポリシーを定め公表することを求めるものではありません。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>解説の改正案には、個人データ等に該当する位置情報に関して、電気通信事業者が個人情報管理責任者を選任し、かつ、プライバシーポリシーを策定及び公表することが適切である旨が記載されている。</p> <p>しかし、この改正案が位置情報の取扱いの責任者として、別途の責任者を指定し、かつ、位置情報に関する手続を記載した別途のプライバシーポリシーを作成するよう電気通信事業者に求めているかどうか明らかでない。不確実性を生じさせることを避けるために、これらの点を明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所（ACGJ）】</p>		
6 ガイドラインの見直し及びモニタリングの実施	<p>[意見対象]</p> <p>「前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、本ガイドラインの遵守状況等に関して定期的にモニタリング（※）を行い、現状を把握するとともにその結果を踏まえ必要な見直しを検討することとする。</p> <p>（※）モニタリングの項目は必要に応じて検討されることとなるが、第14条、第15条等に関する実施状況（プライバシーポリシーへの第15条第2項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリケーションに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリケーション提供サイトにおけるアプリケーション提供者への情報の取扱いに関する要請の状況等）についてモニタリングを行うことが想定される。」</p>	<p>モニタリングは、中間とりまとめなども踏まえ、本ガイドラインの遵守状況や電気通信事業者による情報の取扱いについて現状を把握することを通じて、本ガイドライン及びその解説の見直し等に係る検討に資することを目的としたものとなります。実効性や透明性の観点から、モニタリングの結果については公表を行うことを考えております。具体的には、本年4月以降、電気通信事業者からモニタリングに関する資料を提出いただくとともに、プラットフォームサービスに関する研究会のプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（以下「本WG」という。）においてヒアリングや分析を行った上で、その結果についても公表すること等が考えられます。このヒアリングを行う際には、本WG等を含めた有識者の御意見をお伺いする機会を設けること等が考えられる。」としております。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>[意見]</p> <p>本記載において『本ガイドラインの遵守状況等に関して定期的にモニタリングを行い』とされており、そのモニタリングの項目として『第 14 条、第 15 条等に関する実施状況（プライバシーポリシーへの第 15 条第 2 項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリケーションに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリケーション提供サイトにおけるアプリケーション提供者への情報の取扱いに関する要請の状況等』が例示されているところ、『本ガイドラインの遵守状況』の現状把握を目的とするということであれば、明確に義務として規定されている項目に限定して実施していただくのが適切であると考えます。また、例示されている項目は、事業者のウェブサイト等で外部から現状を確認できるものに限られないようであり、モニタリングの実施方法として、事業者に対するヒアリングを行うことを想定されているのか、想定されている場合、具体的な方法や頻度が想定されているのかを明確にさせていただくことを要望します。また、モニタリングの項目のうち、明確に義務として規定されている項目以外の項目については、本ガイドラインで「望ましい」「適切である」として示されている内容が履践されていないことをもって、何らかの事実上のサンクションが課されるといったことはないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>また、「モニタリングの項目のうち、明確に義務として規定されている項目以外の項目については、本ガイドラインで「望ましい」「適切である」として示されている内容が履践されていないことをもって、何らかの事実上のサンクションが課されるといったことはないという理解でよろしいでしょうか。」との御指摘については、御理解のとおりです。</p>	
6 ガイドラ	本ガイドライン及び解説の改正案には、総務省が電気通信事業者による情報の取扱いをモニタリングする旨、及び、かかるモニタリ	モニタリングは、中間とりまとめなども踏まえ、本ガイドラインの遵守状況や電気通信事業者による情報の取扱いに	無

<p>該当箇所 ※新GL 解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
<p>インの見直し及びモニタリングの実施</p>	<p>ングは、プライバシーポリシーが第15条に従って作成されているか等の点に関して行われる必要がある旨が追加されている。但し、モニタリングの対象は、「必要に応じて」定めることとされている。</p> <p>しかしながら、本ガイドラインは、個人情報及び通信の秘密のみに関係するものであり、現状、他の種類の情報に関する規定は含まれていない。それにもかかわらず、総務省が電気通信事業者によるかかる他の種類の情報の取扱いをモニタリングしようとするのであれば、電気通信事業者がその内容を確実に予見できるように、他の種類の情報の取扱いのモニタリングの基準に関する規定を、十分な事前の猶予を以て、定める必要がある。</p> <p>改正案は、モニタリングの進め方（例えば、具体的な評価基準は何か、誰が監視を担当するのか等）については定めていないため、行政上の手続としての透明性及び公正性に欠ける可能性がある。総務省が共同規制の枠組みを追求するのであれば、規制当局や利用者のみならず、電気通信事業者の意見も聞いた上で、モニタリングを行うべきであり、様々な利害関係者がモニタリング手続に関与する必要がある。</p> <p>上記に加え、本ガイドライン及びその解説自体は、電気通信事業者に対して法的拘束力を有するものではない。また、例えば、本ガイドライン中、（プライバシーポリシーに関する規定である）第15条は法的要件ではなく、電気通信事業者の適切な行為として推奨される事項をプライバシーポリシーに記載するよう求めるにとどまっている。したがって、総務省においては、かかるモニタリング手続が電気通信事業者に対して法的拘束力を有するかのような形と</p>	<p>ついて現状を把握することを通じて、本ガイドライン及びその解説の見直し等に係る検討に資することを目的としたものとなります。実効性や透明性の観点から、モニタリングの結果については公表を行うことを考えております。なお、モニタリング手続そのものに法的拘束力があるわけではありません。</p>	

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ならないように担保する必要がある。</p> <p>【在日米国商工会議所（ACGJ）】</p>		
その他	<p>個人情報保護法2条1項の個人情報の定義（あるいは範囲）について、本人の情報から突合・照合して取得出来る本人に関する情報については個人情報である事を、総務省によって明示されたい。</p> <p>いまだにある電気通信事業者が、保有している本人の個人情報について、その開示を法に基づく開示請求にちゃんと対応していないのであるが（架電記録のうちの着呼について、また端末の位置情報履歴について。犯罪等の被害が疑われるような場合においてその確認を行う事が可能であるべきはずなのに、その開示を拒否し続けているのは違法かつ不適切である。）、総務省は、電気通信についての監督を行うものとして、その様な、関係代数的に適切となるような対象となる個人情報の開示はちゃんと行うように示すようにされたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>「個人情報」の定義については、現行の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の2-2「個人情報」においてお示しています。本人の情報を突合等して生成された本人に関する情報について、個人情報保護法2条1項を満たす限り、「個人情報」に該当することになります。</p>	無
その他	<p>総務省の各総合基盤局が、電気通信分野における個人情報保護法についての事務についての問い合わせについて、毎度「個人情報保護委員会が扱うようになっていきますので」という言い訳で、その事務を行うまいとしてくる状況が個人情報保護委員会が出来て以降続いているのであるが、本ガイドラインの整備が依然としてある事からも分かるように、依然として総務省が担当している部分が確かに存在するのであるから、総務省は、その地方支分部局である各総合通信局が、事務について不適切に拒否を行う様な事務遂行拒否を発生させないよう、総務省及び各総合通信局が担当する事務部分に</p>	<p>本ガイドラインは、第1条に規定するとおり、「通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適切な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とする」ものとなります。総務省及び総合通信局等が担当する事務自体について規定することを目的とするものではないことから、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ついて、ガイドライン中に明示するようにはしていただきたい。</p> <p>毎回、説明のために余分のやりとりを行わなくてはならないのは苦痛であり不効率であるが、当然にその様な事務・職務の行い方は国家公務員として不適切であるので、その対策として、ガイドラインにおける総務省及び各総合通信局が担当する事務についての記述を行うようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
その他	<p>[意見]</p> <p>次の場合には、本ガイドラインが域外適用されるとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国にある親会社に雇用されている従業員が、当該親会社からの業務命令を受け、日本にある子会社に出向し、当該子会社中の給与を外国における親会社が当該従業員が支払った場合（当該受領行為が、日本国内において行われるか否かを問わない） <p>※ なお、当該給与は、親会社と当該従業員の雇用契約に基づく給与です。</p> <p>※ なお、当該子会社中に当該従業員が行う業務は、当該子会社固有の業務が存在しうる場合がありますが、（１）当該子会社及び当該親会社双方のための業務並びに（２）当該親会社固有の業務も含まれます。たとえば、当該子会社が会計基準を適切に運用しているかどうかの確認をする行為は当該子会社のための業務ですが、同時に、当該親会社の連結決算が適切に行われることを確認することを以て、当該親会社の所在国における金融商品取引法制及び上場規則を遵守せしめるという点に着目すれば、当該親会社</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等に該当する場合には本ガイドラインが適用されるものと考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>のための業務と言えます。</p> <p>[理由]</p> <p>「グループ会社の従業員情報の管理」には本ガイドラインが域外適用されない旨、解説（案）にご記載があります。いわゆる「エンゲージメントサーベイ」（従業員の会社への忠誠心や満足度を図る活動）や「タレントマネジメント」（世界各国の従業員の中で将来の幹部候補を探す等の目的での活動）の目的では、当該従業員情報の管理に本ガイドラインが適用されないのは解釈として自然と考えます。</p> <p>他方、親会社の従業員を日本の子会社に出向させる場合ですと、「グループ会社の従業員情報の管理」ではなく、「親会社の従業員情報の管理」に該当します。また、親会社と従業員間の雇用契約に基づく業務を日本において当該従業員が行いその対価である給与を当該親会社が当該従業員に支払う場合であれば、当該従業員の日本における業績を親会社が把握した上で、「給与支払」という役務を親会社が提供していることとなります。そうしますと、かかる行為は、当該役務の提供に関連して、国内にある当該従業員の個人情報取扱いを当該親会社が行っており、本ガイドラインが当該親会社に適用されるとみるのが自然と思われれます。</p> <p>以上の点について、確認したく、上記意見を提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
その他	<p>[意見]</p> <p>次の場合には、本ガイドラインが域外適用されるとの理解でよい</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国にある親会社に雇用されている従業員が、当該親会社からの業務命令を受け、日本にある子会社に出向し当該子会社で勤務している期間中、当該従業員が当該親会社との雇用契約に基づき、福利厚生として親会社のストックオプションを当該親会社から受領したり、（日本における）財形貯蓄に相当するサービスを当該親会社から受領した場合（当該受領行為が、日本国内において行われるか否かを問わない） <p>[理由]</p> <p>いわゆる外資系企業ではしばしば起こり得る事象のため、ガイドラインの適用の射程を明確にするため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>所を有する個人）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等に該当する場合には本ガイドラインが適用されるものと考えられます。</p>	
その他	<p>[意見]</p> <p>本ガイドラインによれば、次の場合、外国の事業者に個人情報の保護に関する法律は適用される、との理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の事業者と日本の完全子会社（すなわち 100%子会社）からなる企業集団が存在するとする。 商品の流れ（商流）は、親会社である外国の事業者→日本の完全子会社→日本の消費者とする。 他方、日本の消費者の個人情報の流れは、日本の消費者→日本の完全子会社→親会社である外国の事業者である。 日本の完全子会社が販売する商品はすべて、外国の親会社が製造した商品であり、外国の親会社が製造した商品以外を日本の完 	<p>本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>全子会社は販売・運送しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の商流と個人情報の流れのスキームは、親会社である外国の事業者が決定し、完全子会社は株主である親会社の指示に基づき、そのスキームで事業を行っている。 <p>[理由]</p> <p>企業グループの場合、資本関係上、子会社が親会社の監督をするのは難しいことが多い。そのため、本人保護の観点からは、「日本の子会社に個人情報保護法を適用し、子会社が同法上の越境移転規制に基づき親会社を監督する」という仕組みだけでなく、なるべく、親会社自身に法の域外適用をすることが望ましい。</p> <p>そして、親会社である外国の事業者が決定したスキームに沿って日本の子会社も含む企業グループが事業活動を行う場合であれば、当該スキームを決定した親会社自身が当該個人情報の取扱いを行っているのと同視でき、かつ、法の域外適用があることを親会社自身も容易に予見できる。そこで、法の域外適用があると考えべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
その他	<p>[意見]</p> <p>本ガイドラインによれば、次の場合、外国の事業者及び日本の完全子会社の双方に個人情報の保護に関する法律が適用される、との理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の事業者と日本の完全子会社（すなわち 100%子会社）からなる企業集団が存在するとする。 	<p>本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	無

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の流れ（商流）は、親会社である外国の事業者から日本の消費者とする。 ・ 日本の完全子会社は、日本の消費者に対して、日本で商品の宣伝広告や販売促進キャンペーンを行っている。なお、日本の完全子会社は、日本の消費者の個人情報にはアクセスすることは無い。 ・ 日本の消費者の個人情報は、親会社である外国の事業者が当該消費者から直接取得する。その後、外国の事業者にて当該個人情報を統計情報化した上で、日本の完全子会社に提供する。日本の完全子会社は当該統計情報を用いて、宣伝広告や販売促進キャンペーンの効果測定をし、宣伝広告や販売促進キャンペーンの改善の可否を検討し、改善策を実行するPDCAサイクルを日本で回す。 ・ 日本の完全子会社が販売する商品はすべて、外国の親会社が製造した商品であり、外国の親会社が製造した商品以外を日本の完全子会社は販売・運送しない。 ・ 上記の商流と個人情報及び統計情報の流れのスキームは、親会社である外国の事業者が決定し、完全子会社は株主である親会社の指示に基づき、そのスキームで事業を行っている。 <p>[理由]</p> <p>外国の事業者に対して法の域外適用をしたとしても、海外への法執行は実効性に欠ける点がある。そこで、外国の事業者に対して法の域外適用をするだけでなく、事実上、その手足となる日本子会社</p>		

該当箇所 ※新GL 解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>に対しても法をなるべく適用することを以て、執行の実効性を確保すべきと考える。</p> <p>そして、上記の事例のように、企業集団が一体となって親会社の下で事業活動を行っており、法人格を各グループ会社は有しているものの、その自律性が極めて限定的な場合、日本の完全子会社を親会社である外国の事業者と同視して法の適用を行うことは、日本の完全子会社にとっても十分に予見可能であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		